

見やすい法令シリーズ
シンプルバージョン

商法 第1編 第2編

会社法

手形法

平成28年10月1日において施行されているもの

目次

商法	17
商法 第1編 総則	19
第1章 通則	19
第2章 商人	20
第3章 商業登記	21
第4章 商号	22
第5章 商業帳簿	24
第6章 商業使用人	25
第7章 代理商	27
第8章 雑則	28
商法 第2編 商行為	29
第1章 総則	29
第2章 売買	34
第3章 交互計算	36
第4章 匿名組合	37
第5章 仲立営業	39
第6章 問屋営業	40
第7章 運送取扱営業	41
第8章 運送営業	43

第1節	総則	43
第2節	物品運送	43
第3節	旅客運送	46
第9章	寄託	47
第1節	総則	47
第2節	倉庫営業	47
会社法		53
会社法 第1編	総則	55
第1章	通則	55
第2章	会社の商号	59
第3章	会社の使用人等	60
第1節	会社の使用人	60
第2節	会社の代理商	61
第4章	事業の譲渡をした場合の競業の禁止等	63
会社法 第2編	株式会社	65
第1章	設立	65
第1節	総則	65
第2節	定款の作成	65
第3節	出資	67
第4節	設立時役員等の選任及び解任	70
第5節	設立時取締役等による調査	74
第6節	設立時代表取締役等の選定等	75
第7節	株式会社の成立	76
第8節	発起人等の責任等	76
第9節	募集による設立	78

第1款	設立時発行株式を引き受ける者の募集	78
第2款	創立総会等	81
第3款	設立に関する事項の報告	88
第4款	設立時取締役等の選任及び解任	89
第5款	設立時取締役等による調査	90
第6款	定款の変更	91
第7款	設立手続等の特則等	93
第2章	株式	95
第1節	総則	95
第2節	株主名簿	105
第3節	株式の譲渡等	107
第1款	株式の譲渡	107
第2款	株式の譲渡に係る承認手続	109
第3款	株式の質入れ	113
第4款	信託財産に属する株式についての対抗要件等	116
第4節	株式会社による自己の株式の取得	116
第1款	総則	116
第2款	株主との合意による取得	117
第1目	総則	117
第2目	特定の株主からの取得	118
第3目	市場取引等による株式の取得	120
第3款	取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得	120
第1目	取得請求権付株式の取得の請求	120
第2目	取得条項付株式の取得	121
第4款	全部取得条項付種類株式の取得	123
第5款	相続人等に対する売渡しの請求	126

第 6 款 株式の消却	127
第 4 節の 2 特別支配株主の株式等売渡請求	127
第 5 節 株式の併合等	132
第 1 款 株式の併合	132
第 2 款 株式の分割	136
第 3 款 株式無償割当て	136
第 6 節 単元株式数	137
第 1 款 総則	137
第 2 款 単元未満株主の買取請求	139
第 3 款 単元未満株主の売渡請求	140
第 4 款 単元株式数の変更等	140
第 7 節 株主に対する通知の省略等	141
第 8 節 募集株式の発行等	142
第 1 款 募集事項の決定等	142
第 2 款 募集株式の割当て	145
第 3 款 金銭以外の財産の出資	147
第 4 款 出資の履行等	149
第 5 款 募集株式の発行等をやめることの請求	150
第 6 款 募集に係る責任等	150
第 9 節 株券	152
第 1 款 総則	152
第 2 款 株券の提出等	154
第 3 款 株券喪失登録	155
第 10 節 雑則	159
第 3 章 新株予約権	161
第 1 節 総則	161

第2節	新株予約権の発行	163
第1款	募集事項の決定等	163
第2款	募集新株予約権の割当て	166
第3款	募集新株予約権に係る払込み	169
第4款	募集新株予約権の発行をやめることの請求	170
第5款	雑則	170
第3節	新株予約権原簿	170
第4節	新株予約権の譲渡等	173
第1款	新株予約権の譲渡	173
第2款	新株予約権の譲渡の制限	175
第3款	新株予約権の質入れ	177
第4款	信託財産に属する新株予約権についての対抗要件等	179
第5節	株式会社による自己の新株予約権の取得	180
第1款	募集事項の定めに基づく新株予約権の取得	180
第2款	新株予約権の消却	182
第6節	新株予約権無償割当て	182
第7節	新株予約権の行使	183
第1款	総則	183
第2款	金銭以外の財産の出資	185
第3款	責任	186
第4款	雑則	188
第8節	新株予約権に係る証券	188
第1款	新株予約権証券	188
第2款	新株予約権付社債券	189
第3款	新株予約権証券等の提出	190
第4章	機関	192

第1節 株主総会及び種類株主総会	192
第1款 株主総会	192
第2款 種類株主総会	202
第2節 株主総会以外の機関の設置	205
第3節 役員及び会計監査人の選任及び解任	206
第1款 選任	206
第2款 解任	210
第3款 選任及び解任の手續に関する特則	211
第4節 取締役	215
第5節 取締役会	219
第1款 権限等	219
第2款 運営	220
第6節 会計参与	224
第7節 監査役	226
第8節 監査役会	230
第1款 権限等	230
第2款 運営	230
第9節 会計監査人	232
第9節の2 監査等委員会	234
第1款 権限等	234
第2款 運営	237
第3款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等	238
第10節 指名委員会等及び執行役	240
第1款 委員の選定、執行役の選任等	240
第2款 指名委員会等の権限等	241
第3款 指名委員会等の運営	245

第 4 款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等	246
第 5 款 執行役の権限等	248
第 11 節 役員等の損害賠償責任	250
第 5 章 計算等	255
第 1 節 会計の原則	255
第 2 節 会計帳簿等	255
第 1 款 会計帳簿	255
第 2 款 計算書類等	256
第 3 款 連結計算書類	260
第 3 節 資本金の額等	260
第 1 款 総則	260
第 2 款 資本金の額の減少等	262
第 1 目 資本金の額の減少等	262
第 2 目 資本金の額の増加等	264
第 3 目 剰余金についてのその他の処分	264
第 4 節 剰余金の配当	265
第 5 節 剰余金の配当等を決定する機関の特則	267
第 6 節 剰余金の配当等に関する責任	268
第 6 章 定款の変更	273
第 7 章 事業の譲渡等	274
第 8 章 解散	277
第 9 章 清算	278
第 1 節 総則	278
第 1 款 清算の開始	278
第 2 款 清算株式会社 of の機関	278
第 1 目 株主総会以外の機関の設置	278

第2目	清算人の就任及び解任並びに監査役の退任	279
第3目	清算人の職務等	281
第4目	清算人会	284
第5目	取締役等に関する規定の適用	286
第3款	財産目録等	286
第4款	債務の弁済等	288
第5款	残余財産の分配	290
第6款	清算事務の終了等	291
第7款	帳簿資料の保存	291
第8款	適用除外等	292
第2節	特別清算	292
第1款	特別清算の開始	292
第2款	裁判所による監督及び調査	296
第3款	清算人	297
第4款	監督委員	298
第5款	調査委員	299
第6款	清算株式会社の行為の制限等	299
第7款	清算の監督上必要な処分等	301
第8款	債権者集会	303
第9款	協定	307
第10款	特別清算の終了	309

会社法 第3編 持分会社	311
第1章 設立	311
第2章 社員	313
第1節 社員の責任等	313
第2節 持分の譲渡等	314
第3節 誤認行為の責任	315
第3章 管理	316
第1節 総則	316
第2節 業務を執行する社員	317
第3節 業務を執行する社員の職務を代行する者	319
第4章 社員の加入及び退社	320
第1節 社員の加入	320
第2節 社員の退社	320
第5章 計算等	324
第1節 会計の原則	324
第2節 会計帳簿	324
第3節 計算書類	324
第4節 資本金の額の減少	325
第5節 利益の配当	325
第6節 出資の払戻し	326
第7節 合同会社の計算等に関する特則	327
第1款 計算書類の閲覧に関する特則	327
第2款 資本金の額の減少に関する特則	327
第3款 利益の配当に関する特則	328
第4款 出資の払戻しに関する特則	329
第5款 退社に伴う持分の払戻しに関する特則	330

第6章 定款の変更	332
第7章 解散	334
第8章 清算	335
第1節 清算の開始	335
第2節 清算人	335
第3節 財産目録等	338
第4節 債務の弁済等	339
第5節 残余財産の分配	340
第6節 清算事務の終了等	340
第7節 任意清算	341
第8節 帳簿資料の保存	342
第9節 社員の責任の消滅時効	343
第10節 適用除外等	343
会社法 第4編 社債	345
第1章 総則	345
第2章 社債管理者	353
第3章 社債権者集会	357
会社法 第5編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転	365
第1章 組織変更	365
第1節 通則	365
第2節 株式会社の組織変更	365
第3節 持分会社の組織変更	367
第2章 合併	369
第1節 通則	369
第2節 吸収合併	369

第 1 款	株式会社が存続する吸収合併	369
第 2 款	持分会社が存続する吸収合併	371
第 3 節	新設合併	373
第 1 款	株式会社を設立する新設合併	373
第 2 款	持分会社を設立する新設合併	376
第 3 章	会社分割	378
第 1 節	吸収分割	378
第 1 款	通則	378
第 2 款	株式会社に権利義務を承継させる吸収分割	378
第 3 款	持分会社に権利義務を承継させる吸収分割	381
第 2 節	新設分割	383
第 1 款	通則	383
第 2 款	株式会社を設立する新設分割	383
第 3 款	持分会社を設立する新設分割	386
第 4 章	株式交換及び株式移転	389
第 1 節	株式交換	389
第 1 款	通則	389
第 2 款	株式会社に発行済株式を取得させる株式交換	389
第 3 款	合同会社に発行済株式を取得させる株式交換	391
第 2 節	株式移転	393
第 5 章	組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続	396
第 1 節	組織変更の手続	396
第 1 款	株式会社の手続	396
第 2 款	持分会社の手続	399
第 2 節	吸収合併等の手続	399
第 1 款	吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続	399

第 1 目	株式会社の手続	399
第 2 目	持分会社の手続	408
第 2 款	吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続	409
第 1 目	株式会社の手続	409
第 2 目	持分会社の手続	415
第 3 節	新設合併等の手続	416
第 1 款	新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続	416
第 1 目	株式会社の手続	416
第 2 目	持分会社の手続	423
第 2 款	新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転設立完全親会社の手続	424
第 1 目	株式会社の手続	424
第 2 目	持分会社の手続	425
会社法 第 6 編	外国会社	427
会社法 第 7 編	雑則	431
第 1 章	会社の解散命令等	431
第 1 節	会社の解散命令	431
第 2 節	外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令	432
第 2 章	訴訟	433
第 1 節	会社の組織に関する訴え	433
第 1 節の 2	売渡株式等の取得の無効の訴え	441
第 2 節	株式会社における責任追及等の訴え	442
第 3 節	株式会社の役員の解任の訴え	450
第 4 節	特別清算に関する訴え	451
第 5 節	持分会社の社員の除名の訴え等	452
第 6 節	清算持分会社の財産処分取消しの訴え	453

目次

第7節	社債発行会社の弁済等の取消しの訴え	454
第3章	非訟	455
第1節	総則	455
第2節	新株発行の無効判決後の払戻金増減の手続に関する特則	459
第3節	特別清算の手続に関する特則	460
第1款	通則	460
第2款	特別清算の開始の手続に関する特則	463
第3款	特別清算の実行の手続に関する特則	464
第4款	特別清算の終了の手続に関する特則	467
第4節	外国会社の清算の手続に関する特則	467
第5節	会社の解散命令等の手続に関する特則	467
第4章	登記	469
第1節	総則	469
第2節	会社の登記	470
第1款	本店の所在地における登記	470
第2款	支店の所在地における登記	479
第3節	外国会社の登記	480
第4節	登記の嘱託	483
第5章	公告	486
第1節	総則	486
第2節	電子公告調査機関	487
会社法	第8編 罰則	493
手形法		503

手形法 第 1 編 為替手形	505
第 1 章 為替手形ノ振出及方式	505
第 2 章 裏書	507
第 3 章 引受	509
第 4 章 保証	511
第 5 章 満期	512
第 6 章 支払	513
第 7 章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求	514
第 8 章 参加	518
第 1 節 通則	518
第 2 節 参加引受	518
第 3 節 参加支払	519
第 9 章 複本及謄本	520
第 1 節 複本	520
第 2 節 謄本	520
第 10 章 変造	522
第 11 章 時効	523
第 12 章 通則	524
手形法 第 2 編 約束手形	525

第7章 代理商

(通知義務)

第27条 代理商(商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう。以下この章において同じ。)は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を発しなければならない。

(代理商の競業の禁止)

第28条 [1] 代理商は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

1号 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

2号 その商人の営業と同種の事業を行う会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

[2] 代理商が前項の規定に違反して同項第1号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって代理商又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

(通知を受ける権限)

第29条 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、第526条第2項の通知その他売買に関する通知を受ける権限を有する。

(契約の解除)

第30条 [1] 商人及び代理商は、契約の期間を定めなかったときは、2箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

[2] 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、商人及び代理商は、いつでもその契約を解除することができる。

(代理商の留置権)

第31条 代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

第8章 雑則

第32条 この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

商法 第2編 商行為

第1章 総則

(絶対的商行為)

第501条 次に掲げる行為は、商行為とする。

- 1号 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
- 2号 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
- 3号 取引所においてする取引
- 4号 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第502条 次に掲げる行為は、営業としてするときは、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

- 1号 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
- 2号 他人のためにする製造又は加工に関する行為
- 3号 電気又はガスの供給に関する行為
- 4号 運送に関する行為
- 5号 作業又は労務の請負
- 6号 出版、印刷又は撮影に関する行為
- 7号 客の来集を目的とする場屋における取引
- 8号 両替その他の銀行取引
- 9号 保険
- 10号 寄託の引受け
- 11号 仲立ち又は取次ぎに関する行為
- 12号 商行為の代理の引受け
- 13号 信託の引受け

(附屬的商行為)

第503条 [1] 商人がその營業のためにする行為は、商行為とする。

[2] 商人の行為は、その營業のためにするものと推定する。

(商行為の代理)

第504条 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。

(商行為の委任)

第505条 商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行為をすることができる。

(商行為の委任による代理権の消滅事由の特例)

第506条 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない。

(対話者間における契約の申込み)

第507条 商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

(隔地者間における契約の申込み)

第508条 [1] 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めなくて契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

[2] 民法第523条の規定は、前項の場合について準用する。

(契約の申込みを受けた者の諾否通知義務)

第509条 [1] 商人が平常取引をする者からその營業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならない。

[2] 商人が前項の通知を発することを怠ったときは、その商人は、同項の契約の申込みを承諾したものとみなす。

会社法

(平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号)

最終改正：平成 28 年 6 月 3 日法律第 62 号

最終改正までの未施行法令（本法文に反映されていない法令）

平成 28 年 6 月 3 日法律第 62 号「**情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律**」（未施行）

会社法 第1編 総則

第1章 通則

(趣旨)

第1条 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1号 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 2号 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 3号の2 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 子会社
 - ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- 4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 4号の2 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 親会社
 - ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの
- 5号 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。
- 6号 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。
 - イ 最終事業年度に係る貸借対照表(第439条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいふ)、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第435条第1項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。)に資本金として計上した額が5億円以上であること。

- 口 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること。
- 7号 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 8号 会計参与設置会社 会計参与を置く株式会社をいう。
- 9号 監査役設置会社 監査役を置く株式会社(その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。)又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。
- 10号 監査役会設置会社 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 11号 会計監査人設置会社 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。
- 11号の2 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。
- 12号 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「指名委員会等」という。)を置く株式会社をいう。
- 13号 種類株式発行会社 剰余金の配当その他の第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。
- 14号 種類株主総会 種類株主(種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう。以下同じ。)の総会をいう。
- 15号 社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
- ロ その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役であったことがある者(業務執行取締役等であったことがあるものを除く。)にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
- ハ 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。)又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。
- ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等(当該株式会社及びその子会社を除く。)の業務執行取締役等でないこと。
- ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるものに限る。)の配偶者又は2親等内の親族でないこと。
- 16号 社外監査役 株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- イ その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

第4章 機関

第1節 株主総会及び種類株主総会

第1款 株主総会

(株主総会の権限)

- 第295条 [1] 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。
- [2] 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- [3] この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(株主総会の招集)

- 第296条 [1] 定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。
- [2] 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- [3] 株主総会は、次条第4項の規定により招集する場合を除き、取締役が招集する。

(株主による招集の請求)

- 第297条 [1] 総株主の議決権の100分の3(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。)及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
- [2] 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「**6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する**」とあるのは、「**有する**」とする。
- [3] 第1項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。
- [4] 次に掲げる場合には、第1項の規定による請求をした株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。
- 1号 第1項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- 2号 第1項の規定による請求があった日から8週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合

(株主総会の招集の決定)

- 第298条 [1] 取締役(前条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。次項本文及び次条から第302条までにおいて同じ。)は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 1号 株主総会の日時及び場所
 - 2号 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - 3号 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 4号 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 5号 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- [2] 取締役は、株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第302条までにおいて同じ。)の数が1000人以上である場合には、前項第3号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、当該株式会社が金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社であって法務省令で定めるものである場合は、この限りでない。
- [3] 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「**株主総会において決議をすることができる事項**」とあるのは、「**前項第2号に掲げる事項**」とする。
- [4] 取締役会設置会社においては、前条第4項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

(株主総会の招集の通知)

- 第299条 [1] 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の2週間(前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあっては、1週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間))前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。
- [2] 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。
- 1号 前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合
 - 2号 株式会社が取締役会設置会社である場合
- [3] 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- [4] 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第300条 前条の規定にかかわらず、株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第301条 [1] 取締役は、第298条第1項第3号に掲げる事項を定めた場合には、第299条第1項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下この款において「**株主総会参考書類**」という。)及び株主が議決権を行使するための書面(以下この款において「**議決権行使書面**」という。)を交付しなければならない。

[2] 取締役は、第299条第3項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、これらの書類を当該株主に交付しなければならない。

第302条 [1] 取締役は、第298条第1項第4号に掲げる事項を定めた場合には、第299条第1項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、株主総会参考書類を交付しなければならない。

[2] 取締役は、第299条第3項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類の交付に代えて、当該株主総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、株主総会参考書類を当該株主に交付しなければならない。

[3] 取締役は、第1項に規定する場合には、第299条第3項の承諾をした株主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

[4] 取締役は、第1項に規定する場合において、第299条第3項の承諾をしていない株主から株主総会の日の1週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(株主提案権)

- 第303条 [1] 株主は、取締役に対し、一定の事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。)を株主総会の目的とすることを請求することができる。
- [2] 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の100分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は300個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の8週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までにしなければならない。
- [3] 公開会社でない取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- [4] 第2項の一定の事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。

第304条 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次条第1項において同じ。)につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の10分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

- 第305条 [1] 株主は、取締役に対し、株主総会の日の8週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること(第299条第2項又は第3項の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること)を請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の100分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は300個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、当該請求をすることができる。
- [2] 公開会社でない取締役会設置会社における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- [3] 第1項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項ただし書の総株主の議決権の数に算入しない。

第3款 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割

(持分会社に権利義務を承継させる吸収分割契約)

第760条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が持分会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1号 吸収分割会社及び持分会社である吸収分割承継会社（以下この節において「**吸収分割承継持分会社**」という。）の商号及び住所
- 2号 吸収分割承継持分会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（**吸収分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。**）に関する事項
- 3号 吸収分割により吸収分割株式会社の株式を吸収分割承継持分会社に承継させるときは、当該株式に関する事項
- 4号 吸収分割会社が吸収分割に際して吸収分割承継持分会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸収分割承継持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
 - ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額
 - ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
- 5号 吸収分割承継持分会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等（**吸収分割承継持分会社の持分を除く。**）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 6号 効力発生日
- 7号 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨
 - イ 第171条第1項の規定による株式の取得（**同項第1号に規定する取得対価が吸収分割承継持分会社の持分（吸収分割株式会社が吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継持分会社の持分に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。**）
 - ロ 剰余金の配当（**配当財産が吸収分割承継持分会社の持分のみであるものに限る。**）

(持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)

- 第761条 [1] 吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。
- [2] 前項の規定にかかわらず、第789条第1項第2号(第793条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であって、第789条第2項(第3号を除き、第793条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の各別の催告を受けなかったもの(第789条第3項(第793条第2項において準用する場合を含む。))に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- [3] 第1項の規定にかかわらず、第789条第1項第2号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であって、同条第2項の各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- [4] 第1項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持分会社に承継されない債務の債権者(以下この条において「残存債権者」という。)を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継持分会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
- [5] 前項の規定は、前条第7号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。
- [6] 吸収分割承継持分会社が第4項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時から2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から20年を経過したときも、同様とする。
- [7] 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して第4項の規定による請求をする権利を行使することができない。
- [8] 前条第4号に規定する場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収分割承継持分会社の社員となる。この場合においては、吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。
- [9] 前条第5号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、同号イの社債の社債権者となる。
- [10] 前各項の規定は、第789条(第1項第3号及び第2項第3号を除き、第793条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第802条第2項において準用する第799条(第2項第3号を除く。)の規定による手続が終了していない場合又は吸収分割を中止した場合には、適用しない。

手形法 第1編 為替手形

第1章 為替手形ノ振出及方式

第1条 為替手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 1号 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル為替手形ナルコトヲ示ス文字
- 2号 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル委託
- 3号 支払ヲ為スベキ者(支払人)ノ名称
- 4号 満期ノ表示
- 5号 支払ヲ為スベキ地ノ表示
- 6号 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称
- 7号 手形ヲ振出ス日及地ノ表示
- 8号 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

第2条 [1] 前条ニ掲グル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ為替手形タル効力ヲ有セズ但シ次ノ数項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- [2] 満期ノ記載ナキ為替手形ハ之ヲ一覽払ノモノト看做ス
- [3] 支払人ノ名称ニ附記シタル地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ニシテ且支払人ノ住所地タルモノト看做ス
- [4] 振出地ノ記載ナキ為替手形ハ振出人ノ名称ニ附記シタル地ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看做ス

第3条 [1] 為替手形ハ振出人ノ自己指図ニテ之ヲ振出スコトヲ得

- [2] 為替手形ハ振出人ノ自己宛ニテ之ヲ振出スコトヲ得
- [3] 為替手形ハ第三者ノ計算ニ於テ之ヲ振出スコトヲ得

第4条 為替手形ハ支払人ノ住所地ニ在ルト又ハ其ノ他ノ地ニ在ルトヲ問ハズ第三者ノ住所ニ於テ支払フベキモノト為スコトヲ得

- 第5条 【1】 一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ニ於テハ振出人ハ手形金額ニ付利息ヲ生ズベキ旨ノ約定ヲ記載スルコトヲ得其ノ他ノ為替手形ニ於テハ此ノ約定ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス
- 【2】 利率ハ之ヲ手形ニ表示スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ利息ノ約定ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス
- 【3】 利息ハ別段ノ日附ノ表示ナキトキハ手形振出ノ日ヨリ發生ス

- 第6条 【1】 為替手形ノ金額ヲ文字及数字ヲ以テ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ文字ヲ以テ記載シタル金額ヲ手形金額トス
- 【2】 為替手形ノ金額ヲ文字ヲ以テ又ハ数字ヲ以テ重複シテ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ最小金額ヲ手形金額トス

第7条 為替手形ニ手形債務ノ負担ニ付キ行為能力ナキ者ノ署名、偽造ノ署名、仮設人ノ署名又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ為替手形ノ署名者若ハ其ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルコト能ハザル署名アル場合ト雖モ他ノ署名者ノ債務ハ之ガ為其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ

第8条 代理權ヲ有セザル者ガ代理人トシテ為替手形ニ署名シタルトキハ自ラ其ノ手形ニ因リ義務ヲ負フ其ノ者ガ支払ヲ為シタルトキハ本人ト同一ノ權利ヲ有ス權限ヲ超エタル代理人ニ付亦同ジ

- 第9条 【1】 振出人ハ引受及支払ヲ担保ス
- 【2】 振出人ハ引受ヲ担保セザル旨ヲ記載スルコトヲ得支払ヲ担保セザル旨ノ一切ノ文言ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス

第10条 未完成ニテ振出シタル為替手形ニ予メ為シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ為替手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ